浜松市立舞阪図書館、浜松市舞阪郷土資料館及び浜松市立雄踏図書館指定管理者公募仕様書

浜松市市民部中央図書館

令和４年６月

浜松市立舞阪図書館、浜松市舞阪郷土資料館及び浜松市立雄踏図書館仕様書

１　施設の管理、運営における基本的な考え方

【浜松市立舞阪図書館及び浜松市立雄踏図書館】

浜松市立図書館（以下「市立図書館」という。）は、「図書館法」（昭和２５年法律第１１８号）及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成２４年１２月 文部科学省告示）に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集、整理及び保存するとともに、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、設置、運営されている。

また、「浜松市図書館ビジョン」に掲げる理念を踏まえ、人と情報、人と人をつなぐ知の拠点機能を目指し、図書館運営を推進している。

現在、市立図書館は、中央図書館及び２２地区図書館１分室が設置されており、中央図書館は全館の中央館として、図書館運営に係る企画、調整、予算、決算に関する執行等、総合的かつ中枢的な役割、機能を有し、地区図書館は、施設の規模、地域性及びそれぞれの図書館の役割と機能に応じ、地域住民の身近な図書館として、管理、運営されている。

今後は、多様化、高度化する市民ニーズへの対応はもとより、地域の特色を活かした個性ある図書館づくりが求められている。また、市民との協働を基本としつつ、市民・企業・各種団体などが持つ創造力や実行力（＝民力）の活用など、サービスの向上を目指した効率的な管理運営への実現が不可欠となっている。

このため、浜松市立舞阪図書館（以下「舞阪図書館」という。）及び浜松市立雄踏図書館（以下「雄踏図書館」という。）に係る管理運営業務について、指定管理者制度により、地区図書館としての機能が十分に発揮されるよう常に適正な人員を配置するとともに、図書館サービスの向上を図るべく、上記の基本的な考え方、理念等に基づき管理運営を行うものである。

【浜松市舞阪郷土資料館】

浜松市舞阪郷土資料館(以下「舞阪郷土資料館」という。)は、現在、浜松市博物館の分館として、おもに西区、浜名湖と遠州灘における生業、また東海道の宿場としての舞坂宿・今切に主題をおいて常設展示を展開し、また地域にかかわる歴史資料を保管している。

浜松市博物館は、「博物館法」（昭和２６年１２月１日法律第２８５号）及び「博物館の設置及び運営上望ましい基準」（平成２３年１２月２０日文部科学省告示第１６５号）に基づき、とりわけ、浜松市内の歴史資料を収集保管し、また展示するなど紹介して市民の利用に供することを目的として設置されている。

舞阪郷土資料館は浜松市合併前に旧舞阪町教育委員会の施設として建設された。図書館と資料館が一体化した施設であり、所管は中央図書館と博物館（文化財課）に分かれているが、受付窓口などを考慮して、今後も一体的な管理が望ましい。

また、次に掲げる管理、運営における基本的な理念を踏まえ、地域の知の拠点機能を有

する、市民の誰もが利用しやすい施設への実現に向け、資料館経営を推進している。

・職員は舞阪郷土資料館資料について知識を持ち、展示品の説明に応じる。

・入館料を徴収してはならない。

・国籍、信条、性別、年齢等で差別してはならない。

今後は、多様化、高度化する市民ニーズへの対応はもとより、地域の特色を活かした個性ある資料館づくりが求められており、また、市民との協働を基本としつつ、市民・企業・各種団体などが持つ創造力や実行力（＝民力）の活用など、サービスの向上を目指した効率的な管理運営への実現が不可欠となっている。

このため、舞阪郷土資料館に係る管理運営業務について、指定管理者制度により、サービスの向上を図るべく、上記の基本的な考え方、理念等に基づき管理運営を行うものである。

２　施設の概要に関する事項

舞阪図書館及び雄踏図書館は、いずれも図書・雑誌等の閲覧及び予約本等の貸し出し・返却機能を主とした地区図書館である。また、浜松市西区南部地域及び近隣地域の住民の生涯学習ニーズに応えることを目的としている。特色として、舞阪図書館は、舞阪地域における図書館サービスの拠点となっており、舞阪郷土資料館が併設され、郷土資料が充実していること、雄踏図書館は、雄踏地域における図書館サービスの拠点となっており、近隣に教育・文化施設があることから、館内が各世代に応じたつくりとなっていることが挙げられる。

舞阪郷土資料館は、東海道舞坂宿に関わる資料、浮世絵、海苔養殖など漁業に関する資料、浜名湖底出土品など指定文化財などを収蔵している。このことにより浜名湖南部地域の歴史を学べる博物館施設として重要な役割を果たしている。

各施設の概要

【舞阪図書館】

(1)　名称　　浜松市立舞阪図書館

(2)　所在地　浜松市西区舞阪町舞阪２６６８番地の５６

(3)　施設詳細

竣工時期　平成２年

構造等　　鉄筋コンクリート造２階建

敷地面積　　3,185.80 ㎡（浜松市舞阪郷土資料館を含む）

延床面積　　1,699.64 ㎡

１階	一般書架	487.46 ㎡	事務室	94.25 ㎡
	閉架書庫	59.52 ㎡	児童コーナー	31.27 ㎡
	カウンター	29.23 ㎡	ブラウジング	26.55 ㎡
	おはなしコーナー	26.46 ㎡	資料室１	9.86 ㎡

	資料室２	12.06 ㎡	男子・女子便所	
２階	講座室１	113.63 ㎡	講座室２	94.73 ㎡
	講座室３	21.76 ㎡	ギャラリー	58.63 ㎡
	和室	25.52 ㎡	昇降機	
	男子・女子便所			

舞阪郷土資料館及び市民の森共用

駐車場（２９台）　　駐輪場

【舞阪郷土資料館】

(1)　名称　　浜松市舞阪郷土資料館

(2)　所在地　浜松市西区舞阪町舞阪２６６８番地の５６

(3)　施設詳細

竣工時期　平成２年

構造等　　鉄筋コンクリート造２階建

敷地面積　　3,185.80 ㎡（浜松市立舞阪図書館を含む）

延床面積　　356.48 ㎡

１階	展示室	214.50 ㎡	収蔵庫	98.01 ㎡
	整理作業室	30.15 ㎡	倉庫	13.82 ㎡
２階	吹抜け			

舞阪図書館及び市民の森共用

駐車場（２９台）　　駐輪場

【雄踏図書館】

(1)　名称　　浜松市立雄踏図書館

(2)　所在地　浜松市西区雄踏町宇布見８２８７番地

(3)　施設詳細

竣工時期　昭和３７年（平成１０年改築）

構造等　　１階鉄骨造鉄筋コンクリート造２階建

地階鉄筋コンクリート造

敷地面積　　3,124.92 ㎡

延床面積　　1,545.50 ㎡

１階	一般開架	760.40 ㎡	展示室	121.35 ㎡
	事務室	78.18 ㎡	講座室	65.42 ㎡
	おはなしの部屋	23.28 ㎡	和室	10.77 ㎡
	倉庫	7.14 ㎡	資料室	6.58 ㎡
	玄関ホール	36.00 ㎡	風除室	15.08 ㎡
	男子・女子便所			
地階	閉架書庫	139.56 ㎡		

第１駐車場（２２台）　　駐輪場

第２駐車場（１０台程度）

※第２駐車場は図書館北側にあり、未舗装

３　業務の範囲及び基準に関する事項

※特記のない限り、舞阪図書館、舞阪郷土資料館及び雄踏図書館共通の仕様である。

(1) 開館時間及び休館日

ア　開館時間

開館時間は、浜松市立図書館条例第４条または浜松市博物館条例第４条で定めるとおりとする。

・金曜日以外の開館日　：午前９時～午後６時

・金曜日　　：午前９時～午後７時（休日は午前９時～午後６時）

※市と指定管理者の協議により、開館時間は変更（延長）可能とする。

イ　休館日

(ｱ)　休館日は、浜松市立図書館条例第５条または浜松市博物館条例第５条で定めるとおりとする。

ただし、浜松市教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時休館、臨時開館、休館日の変更をすることができる。

月曜日（休日を除く）【３館共通】

・館内整理日（月１回　原則として舞阪図書館は第４木曜日、雄踏図書館は第３木曜日）

・年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）【３館共通】

・蔵書点検期間（毎年度４日程度を予定します。）【舞阪図書館及び雄踏図書館】

※舞阪郷土資料館は、舞阪図書館の館内整理日及び蔵書点検期間は臨時休館となります。

※館内整理日、蔵書点検期間については、業務は行いますので勤務日となります。

※休館日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※館内整理日、蔵書点検期間は業務を行うため勤務日とし、原則として午前９時から午後６時まで業務を行うこと。

(ｲ)　指定管理者が図書館サービスの向上を図るため、休館日を変更（減少）する場合は、あらかじめ市と協議すること。

(2) 人員配置の基準【舞阪図書館及び雄踏図書館】

ア　図書館の運営に必要な知識・経験を有する常勤者を、各図書館に１人ずつ、館長として配置すること。なお、舞阪図書館の館長は、舞阪郷土資料館の館長を兼ねるものとする。

イ　館長となる者は、公立図書館の意義と役割及び市の施策を十分に認識するとともに、その実現に向けて職員を統括し、地域に根差した図書館サービスを提供する力量を有すること。

ウ　館長となる者は、司書資格を有することが望ましい。また、舞阪図書館の館長となる者は、司書資格と併せて学芸員資格を有することが望ましい。

エ　館長となる者は、「防火管理者（甲種)」の資格を必要とする。

オ　図書館の管理運営の統括ができる責任者を、各図書館に常に１人ずつ配置するこ

と。

カ　図書館の管理運営業務に支障が生じないよう、適切な人員を配置すること。

キ　司書を各図書館３．５人以上配置し、司書数計算方法に基づく勤務を実施すること。図書館勤務経験者、児童サービス経験者、外国語が堪能な者、情報通信技術の知識・経験を有する者が含まれることが望ましい。

※　司書数計算方法

常勤時間（週４０時間）に換算し、月ごと条件を満たすこと。ただし、各図書館に常時１名以上の司書資格者を配置すること。

例：月の開館日数が２５日、必要な司書数が３．５人以上の場合
２５日÷７日＝３．５７１週（小数点第四位を四捨五入して、第三位まで計算。）
３．５７１週×３．５人×４０時間＝４９９．９４時間
司書資格者の勤務時間数合計≧４９９．９４時間

ク　職員は直接雇用とすること。

ケ　事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。

コ　職員が変更になる場合は、事前に市へ報告すること。

サ　労働関係法令を遵守すること。また、本件に関して、浜松市が書面や立入りによる調査を行う場合は協力すること。なお、必要に応じ労働基準法第３６条における協定を締結し、労働基準監督署に届出ること。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲及び基準

募集要項に定める指定管理者が行う業務を円滑に行うため、業務の範囲及び基準を次のとおり定める。

※　業務を行う際は、受付業務マニュアルほか市の定める業務マニュアル等を遵守すること。なお、特に留意を必要とする業務については、業務詳細等に◎でマニュアル名等を表示している。

※　指定管理者が創意工夫により独自に付加的業務を行う場合には、事前に市と協議すること。

ア　館長業務

業務内容	業務詳細等
各館の統括	各館の管理運営における業務全ての統括を行うこと。
市との連絡・調整	市との管理運営全般に関する連絡・調整を行うこと。
その他関係機関との連絡・調整	その他関係機関との連絡・調整を行うこと。
会議等の出席	館長会議、業務連絡会等に出席すること。
各図書館の人事管	各図書館の職員勤務割の作成、出勤簿等による職員勤務体制の確認、

理	業務分担の割振り、給与管理、職員研修等、人事管理全般を行うこと。
施設の維持管理	(1)利用者に快適な環境を提供できるよう施設の維持管理を行うこと。 (2)利用状態の確認を行うこと。 (3)浜松市立図書館条例第６条または浜松市博物館条例第６条に基づき、施設の管理運営に支障をきたすと指定管理者が判断した場合は、入館制限、入館禁止等の措置をとること。
委託業務の監督・指導	受託者に対し適切な管理・指導を行うこと。
苦情受付・処理・報告	(1) 各図書館及び図書館事業並びに舞阪郷土資料館に対し寄せられた苦情・要望等を処理・対処し、市へ報告すること。 (2)文書により回答（館内掲示含む。）する場合は、回答文についてあらかじめ市の承諾を得ること。 (3)市の判断を要する案件については、市に報告し、指示を受けること。

イ　庶務業務

業務内容	業務詳細等
文書事務	管理運営に関係する文書の整理・保存を行うこと。
郵便物等の収受・整理	(1)郵便物を収受し、適切な整理・保存を行うこと。 (2)市の判断を要する物については、市に報告し、指示を受けること。
各種委託契約締結	(1)業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることを禁止する。 (2)業務の一部を再委託する場合は、書面により事前に市の承諾を得ること。また、委託先及び契約金額の確定後、市に報告すること。 (3)次の事務を適正に行うこと。 ・受託業者との契約に関すること。 ・業者との作業日程、方法等の調整に関すること。 ・作業結果の確認、報告書の確認及び支払いに関すること。
ちらし、ポスターの管理	配布等の可否を判断し、掲出管理を行うこと。
物品・備品の発注、管理	(1)必要な物品・備品を購入する場合は、次の事務を適正に行うこと。 ・業者との契約に関すること。 ・納入物品の確認、支払いに関すること。 (2)管理物品等について、適正な管理を行うこと。
指定物品の管理【舞阪図書館及び	(1)指定物品（ブックスタート用絵本）は受入・払出の都度、館長と担当者等の２名で確認し、物品出納簿へ記帳すること。

<table>
<tr><td>雄踏図書館】</td><td>⑵指定物品は、施錠できる鉄庫やキャビネットあるいは鍵のかかる部屋で保管すること。</td></tr>
<tr><td>書籍の販売
【舞阪図書館及び雄踏図書館】</td><td>⑴浜松市立図書館が販売する書籍の購入希望者へ中央図書館調査支援室での販売・郵送販売を案内すること。
⑵書籍販売代金の徴収業務委託契約を市と締結した場合は、徴収金を、上記の契約書の定める手続きにより市へ納付すること。</td></tr>
<tr><td>公共料金の支出</td><td>各事業者の請求に基づき光熱水費、電話料等を支出すること。</td></tr>
<tr><td>遺失物管理</td><td>拾得物の管理及び警察への届出を行うこと。</td></tr>
<tr><td>図書館サービスシステム関係機器の管理
【舞阪図書館及び雄踏図書館】</td><td>⑴図書館サービスシステムの運用に支障がでないよう、関係機器の維持、管理を行うこと。
⑵図書館サービスシステム関係機器に異常があった場合は、市に報告し、指示を受けること。</td></tr>
<tr><td>報告書類の作成</td><td>以下の報告書等を（　）の期日又は期間内に作成し、協定書の記載又は市の指示した提出期日までに市へ提出すること。書式については原則市で定めたものとするが、必要があれば市と指定管理者の協議により決定する。
【舞阪図書館及び雄踏図書館】
<table>
<tr><th>報　告　書　等</th><th>期　日　・　期　間</th></tr>
<tr><td>日報</td><td>（毎日）</td></tr>
<tr><td>月次報告書</td><td>（毎月）</td></tr>
<tr><td>収入金等館別報告書</td><td>（毎月）</td></tr>
<tr><td>図書館統計資料</td><td>（毎月）</td></tr>
<tr><td>事業計画書</td><td>（３月中旬～下旬）</td></tr>
<tr><td>事業報告書</td><td>（当年度業務終了時から３０日以内）</td></tr>
<tr><td>事故、苦情等の記録</td><td>（発生時）</td></tr>
<tr><td>利用者アンケートの結果報告</td><td>（随時）</td></tr>
<tr><td>ごみ排出量調べ</td><td>（年度終了時）</td></tr>
<tr><td>光熱水費関係報告書</td><td>（毎月）</td></tr>
<tr><td>勤務割振表</td><td>（翌月分を毎月末、必要に応じて随時）</td></tr>
<tr><td>職員名簿</td><td>（翌月分を毎月末、必要に応じて随時）</td></tr>
<tr><td>施設の運営方針及び業績目標の進捗状況</td><td>（随時及び年度終了時）</td></tr>
<tr><td>法定点検報告書</td><td>（点検後）
２部作成し、１部を市へ報告</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	【舞阪郷土資料館】 報　告　書　等　　期　日　・　期　間 日報　（毎日） 月次報告書　（毎月） 事業計画書　（３月中旬～下旬） 事業報告書　（当年度業務終了時から３０日以内） 事故、苦情等の記録　（発生時） 利用者アンケートの結果報告　（随時）

ウ　図書館サービス業務【舞阪図書館及び雄踏図書館】

業務内容	業務詳細等
開館作業、閉館作業	(1)開館時間前に、利用者にサービスを提供できるよう準備を行うこと。 (2)閉館時間後に、図書館サービスシステム関係機器の停止等の閉館作業を行うこと。
利用者登録	**◎受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** 利用者情報の登録、更新、再発行、記載事項の変更、削除等の処理を行うこと。
資料の貸出	**◎受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** 資料の貸出処理を行うこと。
資料の返却	**◎受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** 資料の返却処理を行うこと。
ブックポスト管理	(1)返却された資料は開館時間前に回収を行うこと。 (2)業務時間中は随時ブックポストの状態を確認し、運用に支障がないよう管理を行うこと。 (3)年末年始等の長期休館時においても、ブックポストの運用があると予測した場合は、資料回収等の管理を行うこと。
資料の回送	**◎　受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** 他館から回送された資料及び他館に回送する資料の処理を適切に行うこと。
予約サービス	**◎受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** 利用者からの依頼により、資料の予約・予約取消処理を行うこと。
リクエスト	**◎受付業務マニュアル等** 浜松市立図書館で所蔵していない資料のリクエストを受け付けし、市

	に報告すること。
レファレンス （利用案内・読書案内）	**◎受付業務マニュアル、図書館サービスシステム操作マニュアル等** ⑴資料の検索及び各図書館で所蔵する資料を用いたレファレンスサービスを行うこと。 ⑵各図書館での対応が困難な場合は、中央図書館調査支援室と相談すること。 ⑶利用者からの依頼により、利用案内・読書案内を行うこと。
複製サービス	**◎受付業務マニュアル、資料の複製に関する内規等** ⑴利用者からの申請により、著作権の範囲内で図書館資料のコピーサービスを有料で行うこと。 ⑵複製代金は指定管理者の収入とする。 ⑶複製代金は協定書により定める。
相互貸借	**◎受付業務マニュアル、相互貸借マニュアル等** ⑴利用者からの申請により、浜松市立図書館で所蔵しない資料を、市外の図書館から借用すること。 ⑵市外の図書館からの依頼により、各図書館で所蔵をしている資料の貸出をすること。
督促	**◎受付業務マニュアル等** 資料の返却延滞者に対し、窓口及び電話等で督促を行うこと。
弁償処理	**◎弁償に関する取扱要綱、受付業務マニュアル等** ⑴資料の紛失、汚損、破損等があった場合は、利用者に確認のうえ、弁償処理を行い、市へ報告すること。 ⑵原則として現物弁償とすること。 他館所蔵資料の場合は、所蔵館へ報告・送付する。 自館資料の場合は、自館で装備・登録する。
寄贈図書管理	**◎受付業務マニュアル、寄贈資料の受領に関する取り扱い要綱、図書館業務支援一覧等** 図書の寄贈の申し出を受けた場合は、マニュアル及び要綱等に基づき処理すること。
児童サービス	**◎図書館業務支援一覧等** 児童サービス事業を行うこと。
各種申込書等の管理	**◎受付業務マニュアル等** ⑴登録申込書・複製申出書等を保存期間満了まで保管すること。 ⑵登録申込書等の一定期間の保管が必要な個人情報保護が含まれる

	書類は、施錠ができる金庫や棚で保管を行うこと。 ⑶保存期間満了後の書類は、個人情報をすべて抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分し、処分内容を書面により市に報告すること。 ⑷予約取置票等、事務処理完了後に破棄できる書類は、裁断又は焼却処分を行うこと。
施設利用等の案内	**◎受付業務マニュアル等** ⑴館内の総合案内、図書館の利用案内、催事案内、書架案内等の案内を行うこと。 ⑵ＢＤＳ鳴動時に対応すること。 ⑶パソコン・携帯電話の使用、飲食等について注意し、適切な指導を行うこと。
電子図書サービス	**◎受付業務マニュアル等** 電子図書の利用者案内、利用受付を行うこと。
フロアワーク	カウンター以外での利用者からの質問及び本の選び方等の相談と助言を行うこと。
配架	受入資料、返却資料等を所定の書架に配架すること。
書架整理	書架の整理・整頓を行うこと。
展示室の貸出し 【雄踏図書館】	**◎受付業務マニュアル等** 市民団体等より利用申請があった場合、使用目的等を審査し、適正と認められる場合には利用許可を行うこと。 上記の審査のため、市と協議して施設の利用許可の審査基準等を定めること。
協働センター等の図書室支援	**◎協働センター等に関する業務マニュアル等** 担当する協働センター等の図書室への配本等を行うこと。
読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の開催	**◎浜松市図書館ビジョン** ⑴図書館ビジョンに基づいた講座、講演会等を各館で年間３回企画し、開催すること。なお、４回目以降の開催は自主事業とする。 ⑵浜松市図書館ビジョンに基づき、各館でテーマを定め、テーマ展示を年間６回企画し、開催すること。なお、７回目以降の開催は自主事業とする。 ⑶上記の講座、テーマ展示について、事業計画書に計画を記載すること。
その他	**受付業務マニュアル等**に規定のない案件が発生した場合は、市に報告し、指示を受けること。

エ　蔵書管理業務【舞阪図書館及び雄踏図書館】

業務内容	業務詳細等
統計	**◎受付業務マニュアル等** 市へ各種統計を報告すること。
選書	**◎浜松市立図書館資料収集要綱、図書館業務支援一覧等** 自館に所蔵が必要と思われる資料の購入希望一覧を作成し、市へ提出すること。
資料の受入・装備	**◎図書館サービスシステム操作マニュアル、図書館業務支援一覧等** ⑴書店等より届けられる資料（図書・雑誌・新聞等）の検収・装備・登録を行うこと。 ⑵寄贈資料及び弁償資料の装備・受入を行うこと。 ⑶支払関係書類の内容を確認し、市へ提出すること。
図書・新聞・雑誌・ＡＶ資料の管理	**◎浜松市立図書館資料除籍基準、図書館業務支援一覧等** ⑴破損を発見した場合、補修により除籍対象外となるものは、適切な補修を行うこと。 ⑵市が行う除籍業務の業務支援を行うこと。 ⑶保存期間が過ぎた雑誌は、除籍処理をし、リユース処理をすること。 ⑷保存期間が過ぎた新聞は、リサイクル処理をすること。
蔵書点検(年１回全件点検)	市からの指示により蔵書点検を行い、併せて書架整理、不明資料の探索等を行うこと。
館内整理	書架整理、調査資料の探索等を行うこと。

オ　施設管理業務

業務内容	業務詳細等
警備業務	⑴市有財産及び個人情報等を盗難や火災から守るため、機械警備を使用し開錠・施錠を行うこと。また、防犯に努めること。 ⑵上記の機械警備にあたっては、業務に必要な設備等の設置・管理等を実施すること。 ⑶共用部分等の警備にあたっては、浜松市文化財課（浜松市博物館）と連絡・調整等行い、相互に協力して行うこと。【舞阪図書館及び舞阪郷土資料館】
清掃業務	⑴施設内を清潔に保ち、利用者が快適に利用できるよう配慮すること。 ⑵日常清掃、舞阪図書館及び雄踏図書館は６か月以内ごとに１回以上

	の定期清掃及び１年以内ごとに１回以上の硝子清掃、舞阪郷土資料館は、１年以内ごとに１回の床清掃を実施すること。
廃棄物収集運搬業務	可燃物ごみ及び不燃物ごみの収集運搬業務について、状況に応じ必要な回数実施すること。
樹木管理・除草	樹木管理、除草業務について、状況に応じ必要な回数実施すること。
空調設備保守点検業務	空調設備が正常に機能するよう、１年に２回以上（冷房及び暖房の使用開始時に各１回を含む）の保守点検を実施すること。
消防設備点検業務	消防法に則り、機器点検を６か月に１回、総合点検を１年に１回実施すること。
自家用電気工作物保安管理業務	(1)電気事業法に則り、隔月１回以上の通常点検、年１回以上の年次点検を実施すること。 (2)指定管理者は、自家用電気工作物の保安業務について、電気事業法第３９条第１項の義務を果たすものとする。 (3)市は、指定管理者を「みなし設置者」に定め、自家用電気工作物の工事、維持及び運用を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。 (4)市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うよう確約させるものとする。 (5)市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に遂行するよう確約させるものとする。
昇降機設備保守点検 【舞阪図書館】	昇降機設備が正常に機能するよう、3ヶ月に１回以上の通常点検及び、建築基準法第１２条に則り昇降機設備定期点検を年１回実施すること。なお昇降機設備の保守点検は、国土交通省「昇降機の適切な維持管理に関する指針」に基づき、実施すること。
公共建築物定期点検業務	建築基準法第１２条に則り、特殊建築物点検を３年に１回、建築設備点検を１年に１回実施すること。 参考：特殊建築物点検の直近点検実施年度は令和４年度（舞阪図書館、雄踏図書館）
公共建築物防火設備定期点検業務 【舞阪図書館】	建築基準法第１２条に則り、防火設備の定期点検を年１回実施すること。
安全管理、防火・防災対策	**◎舞阪図書館、舞阪郷土資料館危機管理マニュアル** **◎雄踏図書館危機管理マニュアル**

	(1)事故、火災、自然災害等に備えた安全管理を行うこと。 (2)指定管理者は、第一次的責任を有するものとし、被害が最小限となるよう、迅速に対応するとともに、直ちに市に報告すること。 (3)不測の事態に備え、損害賠償保険に加入すること。 (4)防火管理者を選任し、担当業務を行うこと。防火管理者は必要に応じて防火責任者を任命し、担当業務を補佐させること。 (5)防火、防災に係る届出等を関係機関へ提出すること。 (6)防犯に関する届出等を関係機関へ提出すること。 (7)台風及び大雨洪水警報発令時は必要な対応をすること。 (8)立ち入り検査の日程調整、立会い等を行い、指示事項に対応すること。 (9)防火・防災訓練を１年に１回以上実施すること。 (10)市に災害対策本部が設置された時は、市と緊密な連絡をとりながら情報収集に努め、利用者の安全確保を第一とすること。 (11)防火、防災及び防犯のための事前対策に努めるとともに、災害時には地域と連携して災害対応に努めること。舞阪郷土資料館は、浜松市博物館と相互に連携・協力し、事前対策に努めること。 (12)各館において事故等があった場合は、直ちに応急処置を施す等人命救助を第一とした必要な措置を講じるとともに、市に連絡をし、事後速やかに文書で顛末を報告すること。
開錠と施錠 【舞阪郷土資料館】	舞阪郷土資料館展示室の開錠と施錠、展示ケース・収蔵庫扉等の施錠確認、ガラス等の異常確認をすること。
観覧者受付 【舞阪郷土資料館】	施設パンフレットの提供、展示品の説明をすること。
展示品の管理 【舞阪郷土資料館】	定期的に館内を見回り、展示品を点検すること。
修繕工事	**◎募集要項の市と指定管理者とのリスク分担（基本協定書では、別紙２（第 18 号様式）リスク分担表）** (1)施設の不具合を発見した場合は、状況を確認のうえ市に報告を行うとともに、市と指定管理者とのリスク分担に基づき修繕を実施すること。 (2)修繕の実施にあたっては、工事日程ほか必要事項について市と指定管理者で調整のうえ実施すること。

(4) 管理運営に関する留意事項

※ア・イは舞阪郷土資料館に関する事項、ウ～ケは３館共通

ア　収蔵資料について照会があった場合、博物館に確認すること。

イ　企画展示コーナーについては、博物館が巡回展等を企画するが、指定管理者の企画、また地域住民との連携企画があれば、自主事業として実施に向けて検討する。その場合は、事前に博物館と協議すること。

ウ　公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

エ　指定管理者が各館の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

オ　協定等で規定がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

カ　市の施策としての事業に積極的に協力すること。

キ　職員は、常に清潔な服装を心がけ、名札を着用すること。

ク　図書館サービス業務等、利用者への迅速なサービスに努めること。また、常に接遇の向上に努めること。

ケ　電話、ファクス等による問い合わせに迅速に対応すること。

(5) 業務の自己管理の実施

各館の管理運営や事業の向上に資するため、日報・月次報告書・事業報告書を作成するとともに、利用者アンケートを実施し、サービス向上や施設利用率等について業務の自己評価を行う。自己評価は、業務改善及び施設運営に役立てるとともに、記録に残し、次年度事業に反映させるものとする。また、自己評価に必要な利用者アンケートの書式と方法については、市と協議するものとする。

(6) 事後評価の掲示

市民部指定管理者選定会議が、年１回実施する事後評価の結果を各館の施設内に常時掲示すること（事後評価結果は、浜松市ホームページにも掲載する。）

(7) 帳簿等の備置

ア　事業計画書の作成

次年度の事業計画書（収支予算書を含む。）を作成し、市に提出すること。計画書の作成にあたっては、市と協議して行うこと。

イ　事業報告書の作成

事業完了後３０日以内に下記を内容とする事業報告書を作成し、市に提出すること。

(ｱ) 管理運営の実施状況及び利用状況

(ｲ) 管理運営に係る経費の収支状況

(ｳ) 自主事業の実施状況（舞阪図書館及び雄踏図書館）

(ｴ) 利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

(ｵ) 施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

(ｶ) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況（立入確認、監査の指摘及び意見

を含む。）

(ｷ) 指定管理者による自己チェック（毎年度の事業内容の総括）

(ｸ) 労働関係法令の遵守状況

(ｹ) その他協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(8) 個人情報に関する事項

業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、個人情報を取り扱う際には、浜松市個人情報保護条例を遵守すること。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(9) 情報公開に関する事項

文書の開示等情報公開については、市の情報公開の規定に準じて取り扱う。

(10) 環境への取組みに関する事項

浜松市役所温暖化対策基本方針に基づき環境に配慮した管理を行うとともに、浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムの運用及び要請について必要に応じ協力をすること。

(11) その他

その他各館の管理運営に必要な業務については、市と協議するものとする。

4　業務に使用する物品に関する事項

※(1)及び(2)は舞阪図書館及び雄踏図書館に関する事項、(3)は３館共通。

(1) 市が準備するもの

図書管理サービスシステム関連機器一式、書架、雑誌架、新聞架、パンフレット架、ブックトラック、カウンター、机、椅子、ロッカー、棚、台車、電話、図書館サービスシステム関連用品（レシート、ＩＣタグ等システム用に規格が統一されているもの)、利用案内、図書館マップ、利用者カード、別置シール（全館統一のもののみ)、各種様式原稿、案内板等

(2) 指定管理者が準備すべきもの

コピー機、ファックス（複合機可)、事務用品、資料の装備・補修に関する物品（フィルマー等）等

(3) 物品所有権の帰属

指定管理者が準備すべきもの及び指定管理者の任意により購入又は調達したものについては、指定期間満了時に市と指定管理者の協議により決定する。

5　施設の経理に関する事項

※(1)(4)は３館共通、(2)及び(3)は舞阪図書館及び雄踏図書館に関する事項。

指定管理者が行う経理に関する事務は以下のとおりとする。

(1) 支払いに関する事務全般

(2) 伝票仕分け、伝票入力

(3) 月ごと出納計算書の作成

(4) その他の付属資料の作成

６　指定期間終了時等の引継ぎに関する事項

次期指定管理者が円滑に各館の管理運営業務を遂行できるよう、指定期間終了時や指定管理者切替え時に、指定管理者は引継ぎ期間を設け、引継ぎを行うものとする。

７　その他の事項

(1) 法令等に基づき必要な届出は、指定管理者が行うものとする。

(2) その他仕様書に記載のない事項については市と協議するものとする。

別紙

令和3年度光熱水費内訳

【舞阪図書館・舞阪郷土資料館】※舞阪図書館・舞阪郷土資料館では以下の項目が支出の対象となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気使用量(KWH)	4,981.0	4,700.0	5,483.0	9,514.0	13,577.0	11,956.0	9,608.0	4,986.0	7,875.0	9,359.0	11,467.0	8,487.0	101,993.0
電気使用料(円)	164,867	165,505	178,479	248,164	316,519	295,874	255,540	178,199	230,379	261,125	313,555	265,718	2,873,924
上水道使用量(㎥)	34.0	－	37.0	－	116.0	－	127.0	－	44.0	－	37.0	－	395.0
上水道使用料(円)	8,738	－	9,054	－	22,844	－	25,118	－	9,930	－	9,054	－	84,738
下水道使用料(円)	5,122	－	5,508	－	18,506	－	20,490	－	6,502	－	5,508	－	61,636
ガス使用量(㎥)	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	5
ガス使用料(円)	205	205	205	165	205	165	165	165	205	165	165	165	2,180
灯油使用量(ℓ)	－	－	－	1,880	2,440	1,240	600	－	1,330	2,180	1,930	1,300	12,900
灯油使用料(円)	－	－	－	194,392	252,296	128,216	62,568	－	145,761	243,562	218,669	150,678	1,396,142
電話料金(円)	6,364	6,384	6,364	6,436	6,566	6,822	6,448	6,477	6,502	6,444	6,576	6,450	77,833

【雄踏図書館】※雄踏図書館図書館では以下の項目が支出の対象となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電気使用量(KWH)	5,083.0	5,523.0	14,502.0	21,790.0	18,684.0	12,922.0	6,391.0	7,263.0	11,332.0	17,213.0	14,022.0	7,610.0	142,335.0
電気使用料(円)	245,272	253,077	396,921	524,786	476,308	382,800	268,910	286,956	363,379	489,067	443,122	317,369	4,447,967
上水道使用量(㎥)	42.0	－	32.0	－	36.0	－	32.0	－	38.0	－	51.0	－	231.0
上水道使用料(円)	16,910	－	15,786	－	16,208	－	15,786	－	16,420	－	18,168	－	99,278
下水道使用料(円)	6,198	－	4,866	－	5,380	－	4,866	－	5,638	－	7,564	－	34,512
電話料金(円)	8,672	8,291	8,375	8,342	9,105	9,017	8,949	8,192	8,228	8,298	8,434	8,637	102,540